

産業成長応援補助金〈成長・挑戦ステージ〉採択審査要領

この要領は、「産業成長応援補助金〈成長・挑戦ステージ〉」（以下「補助金」という。）のうち、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく経営革新計画に係る補助金採択の審査を実施するため、次のとおり必要な事項を定める。

1 審査方針

補助金採択の可否に当たっては、中小企業者の取り組む経営革新計画の実施を支援し、県内産業の高付加価値化を推進するという趣旨に立ち、その施策効果が十分に発揮されるよう別紙に定める採択基準に基づき、厳正、公正かつ迅速に審査する。

2 審査方法

- (1) 商工労働部長は補助金採択に当たっては、鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）に基づき設置する「経営革新計画についての可否を決定するために知事が開催する承認審査会」（以下「審査会」という。）に諮り、その意見をもとに採択の可否を決定するものとする。
- (2) 審査委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する以下の 3 に掲げる者のうちから知事が任命することとし、審査委員は申請内容について、別紙の評価項目により、評価を行う。
- (3) 別紙評価項目中、「1 県外委託に係る評価」に対して妥当性の可否を 2 段階評価し、審査員の過半数が妥当であると評価し、「2 補助金全般に係る評価」に対して 5 段階評価を行い、各審査員の各評価項目の合計点の平均が満点の 6 割以上の場合、採択できるものとする。
- (4) 審査会は原則として、毎月 15 日に開催する。ただし、当日が土日祝日である場合には、その直後の開庁日に行うものとする。

3 審査委員

審査委員は、県内中小企業支援機関、民間有識者、関係行政官庁の職員等で組織する。

4 審査会の招集

審査会は商工労働部企業支援課長が招集する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部企業支援課長が定める。

附則

この要領は、令和元年 7 月 4 日から施行する。

「鳥取県版経営革新総合支援補助金〈成長・拡大型〉採択審査要領」は、令和元年 7 月 3 日限りで廃止する。

ただし、令和元年 7 月 3 日までに承認された経営革新計画に係る鳥取県版経営革新総合支援補助金〈成長・拡大型〉の採択審査については、なお、従前の例による。

産業成長応援補助金〈成長・挑戦ステージ〉採択基準

1 県外委託に係る評価

| 評価項目 | 評価の視点 | 評価の基準 | |
|--------------|---|-------|--------------------|
| 県外業者への発注の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 他に県内に対応できる事業者がないか 県内の事業者では、他に比して高額、非効率であるなど、明らかに合理性を欠くものといえるか その他県外へ発注する妥当な理由があるか | | 妥当である：○ 妥当でない：× |

2 補助金全般に係る評価

| 評価項目 | 評価の視点 | 評価の基準 | |
|-------------|---|-------|-------|
| 経営革新計画との整合性 | <ul style="list-style-type: none"> 承認された経営革新計画の内容と整合しているか。 経営革新計画（別表2）の実施項目と整合しているか。 新規事業に係る取組であるか。（既存事業に係るものではないか。） | 5 | 優れている |
| | | 4 | |
| | | 3 | |
| | | 2 | |
| | | 1 | 劣っている |
| 補助事業内容の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 経営革新計画実現のために真に必要なものか。 補助金を活用することによって計画達成に資する効果が見込まれるものか。 実施内容が具体的で、目標設定が適切であるか。 | 5 | 優れている |
| | | 4 | |
| | | 3 | |
| | | 2 | |
| | | 1 | 劣っている |
| 実施体制・スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> 業務の実施体制は妥当であるか。（自社内の体制、外部機関との協力体制など） スケジュールの設定、管理手法は妥当であるか。 | 5 | 優れている |
| | | 4 | |
| | | 3 | |
| | | 2 | |
| | | 1 | 劣っている |
| 所要経費の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 積算根拠が明確であるか。 必要最低限の経費となっているか。 | 5 | 優れている |
| | | 4 | |
| | | 3 | |
| | | 2 | |
| | | 1 | 劣っている |
| 合 計 点 | | | |